

鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月25日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市条例第33号

鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年鴨川市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項を次のように改める。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。))が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第23条第2項中「修了した保育士」の次に「(法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。)の区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。))」を加える。

第29条第1項中「保育士」の次に「(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。))」を加える。

第31条第1項中「保育士」の次に「(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。))」を加える。

第44条第1項中「保育士」の次に「(認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。))」を加える。

第47条第1項中「保育士」の次に「(認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。))」を加える。

附則第 8 条中「この条において」を削る。

附則第 9 条に次の 1 項を加える。

- 2 認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所 A 型等についての前項の規定の適用については、同項中「除く。）」とあるのは、「除く。）」又は当該小規模保育事業所 A 型等が所在する認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士」とする。

(鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年鴨川市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 1 号中「この号及び次号において」を削る。

第 25 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第 28 条第 2 項において準用する認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号)」に改める。

(鴨川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 3 条 鴨川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年鴨川市条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項第 1 号中「保育士」の次に「(法第 18 条の 27 第 1 項に規定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士)」を加える。

第 12 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

(鴨川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 4 条 鴨川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和 7 年鴨川市条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「職員」の次に「(乳児等通園支援事業所の管理者を含む。以下同じ。))」を加える。

第 9 条の見出しを「(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 10 条の見出し及び同条第 1 項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 13 条の見出しを「(虐待等の禁止)」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に、「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

第 16 条第 6 号を次のように改める。

(6) 利用定員

第 16 条第 7 号中「並びに乳児等通園支援事業」を「その他」に改める。

第 18 条第 1 項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 20 条第 3 項中「係る利用定員」の次に「(子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 27 条第 1 項又は第 29 条第 1 項に規定する確認において定める利用定員をいう。))」を加える。

第 22 条第 1 項中「保育士」の次に「(法第 18 条の 27 第 1 項に規定する認定地方公共団体の区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。)」を加える。

第 22 条の次に次の 1 条を加える。

(設備及び職員の基準の特例)

第 22 条の 2 子ども・子育て支援法第 30 条第 1 項第 4 号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前 2 条の規定は適用しない。

第 26 条後段を削る。

第 27 条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 4 条の規定（同条中鴨川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第 13 条の改正規定（「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める部分に限る。）及び同条例第 22 条第 1 項の改正規定を除く。）は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。